

平成 24 年 10 月 29 日

各位

認可外保育施設の建築基準法上の取扱いについて

大阪市計画調整局
建築指導部建築確認課

建築基準法における認可外保育所の取扱いについて、多少の混乱が生じていますので今後は次のように取り扱うこととします。

記

認可外保育施設については、保育所としての形態・機能が認可保育所と変わらないものを除き、建築基準法上の保育所に該当しないものとする。

ただし、建築基準法第 48 条（用途地域の制限）の適用においては、認可外保育施設は原則として保育所として扱うことができるものとする。

【保育所に該当しないものの例】

- ・認可外保育施設のうち、
 - ①「事業所内保育施設」
(例) 企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を対象とする施設
 - ②「店舗等において顧客の乳幼児を対象とした一時預かり施設」
(例) 自動車教習所、スポーツ施設、歯医者等の一時預かり施設
 - ③「臨時に設置された施設」
(例) スキー場やバーゲン期間のみ開設されたデパートの一時預かり施設
 - ④「親族間の預かりあい」
(設置者の四親等内の親族が対象)
- ・認可外保育施設のうち、当該用途部分が 100 m²以下の小規模な施設
- ・児童福祉法の届出除外施設

以上

参考

平成 5 年 6 月 25 日建設省住指発第 225 号